移住相談を申し込みされる皆様へ



上石津まちづくり協議会 移住定住プロジェクトでは、 地域の人口減少の抑制及び地域コミュニティの維持・存続を目的として 移住相談を行っています。

そのため、次の点をご理解くださいますようお願いいたします。

- ご相談を受ける際には、移住したい動機等を重視させていただきます。
- 購入またはお借りになった物件は、基本的に住居として使用いただくことを、お願いしております。
 ※ 別荘、セカンドハウスでの使用はお断りしております。
- 移住される方には、基本的に住民票を当地へ異動していただくことをお願いしております。
- 移住される方には、基本的に自治会へ加入していただき、自治会活動に参加していただくことを お願いしております。
- 視察のために個人で現地を訪問することは、お控えください。※職員が同行しますので、事前のご相談・ご連絡をお願いします。
- 物件の転売や又貸しは、お断りしています。
- 物件交渉の優先順位は、内覧した日の順番となります。
- 動件の価格は本体物件のみの価格となっております。
 - ※本体価格のほかに、登記手続きにかかる諸費用、建物等の修繕費や残置物の処分費 など、別途費用が必要な場合があります。

移住に関してご不明な点、物件に関するご質問などがございましたら、 お気軽にお尋ねください。





移住までの流れ

お問い合わせ (内覧日程の調整)

- ・移住や空き家に関するご質問があれば、ご連絡ください。
- ・内覧のご希望の場合は日程を調整しますので、事前にご連絡下さい。

上石津地域事務所へご来訪(受付・内覧)

- ・移住の動機、物件の希望条件などをヒアリングします。
- ・物件内覧は、職員が同行します。

検討期間

- ・内覧日から2週間以内に検討結果をご回答ください。
- ・再度のご相談、内覧も受付けいたします。

転入先自治会との面談

- ・自治会との面談にて、自治会のルールを確認します。
- ・面談から2週間以内に検討結果をご回答ください。

不動産契約

・担当の仲介業者と売買契約または、賃貸契約を結びます。

移住

お問い合わせ先

上石津まちづくり協議会 移住定住プロジェクト

(事務局:上石津地域事務所 地域政策課)

〒503-1622 岐阜県大垣市上石津町上原 1380 番地

☎: 0584-45-3111 (代表)

0584-45-3113 (直通)

上石津地域における移住の流れ

☆地域での受け入れ体制は、家に入るのではなく、地域に入っていただくことが基本

